

うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針

宮崎県農政水産部

宮崎県漁業調整規則（以下「規則」という。）第2章の規定による漁業の許可のうち、規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業許可については、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。ただし、当該漁業のうち、小型定置網又はふくろ網により行う場合は、この方針を適用しない。

（許可の制限措置及び条件）

- 第1 知事は、規則第11条第1項及び第13条第1項の規定により、許可の制限措置及び条件（以下「制限措置等」という。）について別表に定める。
- 2 制限措置等のうち、漁業時期については、宮崎県内水面漁業協同組合連合会及び一般社団法人宮崎県シラスウナギ協議会の意見を踏まえて毎年公示で定めることとし、資源保護の観点から、漁業時期の途中で休漁期間を設けた上で、実操業日数が90日を超えないことを原則とする。
- 3 知事は、前項の規定にかかわらず、漁業時期を延長する必要があると判断するときは、宮崎県内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、漁業時期を延長したときは、関係団体等に通知又は説明することで周知するとともに、当該許可を受けた者（以下「許可者」という。）に対して規則第29条第1項の規定により許可証の書換え交付を行う。

（新規の許可）

- 第2 知事は、新規許可をしようとするときは、別表の漁業種類別、制限措置の内容別に許可をすべき漁業者の数を定め、規則第11条第1項の規定により公示する。

（継続の許可又は起業の認可等）

- 第3 うなぎ稚魚漁業は、規則第4条第2項で定める船舶等ごとに許可を受ける漁業でないことから、規則第14条第1項各号の許可又は起業の認可の対象としない。

（採捕量の上限）

- 第4 知事は、国からうなぎ稚魚の採捕停止の要請があった場合は、採捕の停止を指示する。
- 2 前項の規定により知事が採捕の停止を指示した場合は、許可者はその指示に従わなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による停止を終了する場合は、許可者に対して通

知する。

(許可の有効期間)

第5 許可の有効期間は、規則第15条第2項の規定により、別表に定める漁業時期の始期から終期までを通じた期間と同一とする。

(申請事務等の手続き)

第6 申請書の様式、添付書類等については、うなぎ稚魚漁業許可の事務取扱要領に定める。

2 規則第11条第2項の規定に基づき、許可の申請期間は原則1月とするが、うなぎ養殖における需給調整の観点から1月とすると漁業時期を失うおそれがある場合は、申請期間を短縮し、県のホームページで周知を図るものとする。

(共同漁業権等との調整)

第7 知事は、共同漁業権の行使に支障が生じることのないよう、共同漁業権漁場の全部又は一部が含まれる操業区域での許可を行うにあたり、当該漁業権漁場を管理する漁業協同組合（以下「管理漁協」という。）に対し、当該操業区域の申請者との漁場利用調整（船舶若しくは道網の使用又は採捕の場所に関すること。以下同様。）を求めることができる。

2 操業区域における管理漁協が2以上である場合は、合同で漁場利用調整を行うものとする。

3 知事は、共同漁業権漁場が含まれない操業区域での許可を行うにあたり、当該操業区域の所在する市町の長（以下「市町長」という。）に対し、当該操業区域の申請者との漁場利用調整を求めることができる。

4 管理漁協又は市町長は、漁場利用調整を行った場合は、知事に対して、速やかにその結果を報告するものとする。

5 知事は、前項の報告の内容を勘案して、許可の内容を定めることとする。

(許可についての適格性の基準)

第8 規則第10条第1項第1号の適格性を有する者は、第2による公示を行った日から起算して3年以内に、漁業に関する法令、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）に違反したとして、許可の取消し又は罰金以上の刑に処せられていない者とする。

(許可の基準)

第9 規則第11条第7項の許可の基準は、漁場利用調整の結果を報告した管理漁協又は市町長（以下「漁協等」という。）の推薦を受けた者の申請を優先する。

2 前項の規定による申請又は漁協等の推薦がない者の申請が複数のときは、それぞれ次の（１）から（３）の順序で優先し、さらに各号で同順位が複数のときは公正な方法でくじを行い許可をする者を定める。

- （１）前年度の許可受有者であって、規則第21条の規定にもとづく報告において採捕実績のある者又は特別な事情（病気、怪我、三親等以内の親族の死去等）により採捕実績のない者
- （２）前年度に許可を受けていない者
- （３）その他の者

（変更許可の基準）

第10 規則第16条による変更の許可は、認めない。

（検量場への持ち込み）

第11 許可者が採捕した全てのうなぎ稚魚は、出荷先に引渡しを行う前までに許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領において定める宮崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。）又は許可申請において指定した認定漁協検量場において検量を受けなければならない。

なお、検量を受ける認定漁協検量場は、原則として許可者の操業区域の漁業権漁場を管理する一漁業協同組合とする。

2 前項において、許可者本人が特別な事情（業務、介護、育児、病気、怪我、三親等以内の親族の死去等）を理由に県検量場又は認定漁協検量場に運搬できない場合、漁業許可申請において運搬代理人を指定し、運搬を委任することができる。この場合、運搬代理人は顔写真付き身分証を持参しなければならない。

3 許可者が第1項に定める県検量場において検量を行う場合、検量時に出荷先を報告しなければならない。また、許可者は、検量後にうなぎ稚魚を出荷する際、譲渡し等をする相手方に対して、県が交付する検量済証の提示に努めなければならない。

（資源管理の状況等の報告）

第12 許可者は、第11の第1項による検量日ごとの採捕量及び出荷先を県に報告しなければならない。ただし、第11の第1項に基づき県検量場において検量を受け、出荷先を報告した許可者（代理人の場合を含む）は、当該検量及び報告をもって資源管理の状況等の報告があったものとみなす。また、第11の第1項に基づき認定漁協検量場において検量を受けた許可者（代理人の場合を含む）は、ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム（以下「トレサシステム」という。）への登録又は県水産情報管理システムへのデータ送信をもって、県に対して資源管理の状況等の報告があったものとみなす。

(個人情報の利用目的)

第13 漁業関係法令に基づく業務のほか、漁業許可者がトレサシステムを利用するため、漁業許可者の個人情報を利用する。

附 則

- 1 この方針は令和3年10月8日から施行する。
- 2 この方針の第9の規定による許可の基準について、令和3年度の許可にあたっては、同第2項各号に掲げる優先順位は、令和2年度うなぎ稚魚特別採捕許可方針の規定に基づき県へ提出のあった採捕実績及び特別な事情の届出に基づき判断することとする。

附 則

この方針は令和4年11月2日から施行する。

附 則

この方針は令和5年10月19日から施行する。

附 則

この方針は令和7年9月2日から施行する。